

流山市高齢者支援計画(素案)に係るパブリックコメント実施要領

1 件名

第9期流山市高齢者支援計画(素案)についての意見の募集

2 目的

この要領は、流山市高齢者支援計画を策定するにあたり、流山市市民参加条例に基づくパブリックコメント手続として、広くその案を公表し、市民等の意見等を求め、提出された意見等を多面的かつ総合的に検討して、計画策定に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する市の考え方を公表するためのものです。

3 趣旨

高齢者支援計画は、老人福祉法第20条の8に規定する「老人福祉計画」と介護保険法第117条に規定する「介護保険事業計画」を一体化した計画です。

令和3年3月に策定した第8期計画の計画期間が令和6年3月で終了することから、令和6年度から令和8年度の3か年を計画期間とする第9期計画を策定するものです。

4 計画の概要

高齢者に関する施策事業の確保を定める「老人福祉計画」と要介護高齢者等に関するサービス見込み量や施設整備方針等を定める「介護保険事業計画」を一体的に作成することで、元気な高齢者の生きがい支援・介護予防から介護保険サービスの利用まで、心身の状況に合わせた切れ目ない支援をするための計画です。

5 計画案

資料「高齢者支援計画(素案)【概要版】」及び「同【本編】」のとおり

6 計画(案)の公表方法

(1) 閲覧場所

社会福祉課、高齢者支援課、介護支援課(市役所第2庁舎1階)、情報公開コーナー(市役所第1庁舎2階)、市内各出張所、各公民館、各図書館、各福祉会館、各高齢者なんでも相談室(地域包括支援センター)、生涯学習センター(流山エルズ)、保健センター、高齢者福祉センター森の倶楽部

(2) 市ホームページ

7 意見を提出できる者

- (1)市内に住所を有する者
- (2)市内に事務所又は事業所を有する者
- (3)市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4)市内に存する学校に在学する者

8 意見の募集期間

令和5年11月21日(火)～令和5年12月20日(水)【必着】

9 意見の提出方法

別紙様式(任意の様式も可)に、住所、氏名を明記の上、下記の提出先に郵送、ファクシミリ、電子メール、または社会福祉課窓口で直接書面を提出してください。

10 その他

- (1)御提出いただいた意見に対する市の考え方については、市ホームページで公表します。なお、意見に対する個別の回答はいたしません。
- (2)電話、口頭などによる「9 意見の提出方法」によらない意見は、パブリックコメント手続の意見として扱いませんので、予め御了承ください。

11 問い合わせ先及び提出先

〒270-0192 流山市平和台1-1-1

流山市役所 健康福祉部 社会福祉課 健康福祉政策室

電話 04(7150)6079 FAX 04(7158)2727

電子メール hokenfukushi@city.nagareyama.chiba.jp